

## Lu Vit クレジットポイント利用規定 (2022年9月30日版)

第1条 (本利用規定) 1. Lu Vit クレジットポイントサービス (以下「ポイントサービス」という。)とは、株式会社バローフィナンシャルサービス (以下「当社」という。) が管理するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規定は、ポイントサービスに関する基本的事項を定めるものです。2. ポイントサービスは当社が発行する Lu Vit クレジットカード (以下「カード」という。) に関する契約である Lu Vit クレジット会員規約および Lu Vit クレジット会員規約に付随する規定もしくは特約等 (以下総称して「会員規約」という。) に定める付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、会員規約が適用されます。3. ポイントサービスは、会員規約を承認のうえ、当社よりカードの貸与を受けた本会員および家族会員 (以下総称して「会員」という。) を対象とします。4. 本利用規定の用語の定義は、本利用規定で特に定義しない限り、会員規約における定義によります。5. 当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定できるものとします。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社のホームページ等での公表のみとする場合があります。なお、本利用規定の改定が、ポイントサービスの内容の変更にわたる場合には、第14条第3項が適用されるものとします。

第2条 (ポイントサービスの内容および情報の共同利用) 1. ポイントサービスにおける Lu Vit クレジットポイントとは、会員が Lu Vit クレジット会員規約第4条第2項に定めるショッピング利用を行った場合に、当社所定の条件および基準に従い、加算されるポイント (以下「ポイント」という。) をいいます。2. 会員は、自らに加算されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。3. 会員は、当社、および当社業務委託先が問合せ対応、ポイント管理、およびポイントサービス提供上必要な事務 (以下「当該事務」という。) を行うため、住所、氏名、電話番号 (ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる。)、Eメールアドレス、カード番号、ポイント残高、ポイント有効期限、ポイント交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、当該事務を行うに必要な範囲に限り共同利用することに同意するものとします。4. 前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は当社となります。

第3条 (ポイントの加算条件) 1. 当社は、ショッピング利用にかかる売上情報を受領した翌日または翌々日 (以下「加算予定日」という。) に、ポイント加算の対象となるショッピング利用代金の合計に対して、200円 (税込み) につき1ポイントを加算します。これを通常ポイントといいます。2. 当社は、当社の提携先店舗 (以下「パートナー店舗」という。) でのショッピング利用については前項の通常ポイントに加え、ポイント加算の対象となるショッピング利用代金の合計に対して、200円 (税抜き) につき1ポイントを通常ポイントに加え対象会員に加算します。これをショップポイントといいます。3. 当社は、前項のショップポイント加算に代えて、対象会員が当該ショッピング利用時に、当社所定の方法で指定した場合に、当社が加算すべきショップポイントと同等の経済的価値を持つ他のポイント (株式会社バローホールディングスが定めるルビットポイントサービス規約にかかるルビットポイントの場合を含むが、これに限られない。) を加算する場合があります。なお、当該加算がシステム等の都合当社による加算とならず、パートナー店舗、当社の提携先、当社の関係会社等による加算となる場合があることを会員は予め承諾するものとします。4. パートナー店舗は、パートナー店舗独自の判断により前2項に基づき加算されるショップ

ポイントとは別途にショッピングポイントを対象会員に追加加算する場合があります。5.当社は、前3項とは別途に、Lu Vit クレジットカードの商品性、当社ならびに当社の提携先が実施するキャンペーン等で、ポイントを加算することがあります。これをキャンペーンポイントといいます。6.加盟店から当社に対する売上情報の到達が遅延する等事務処理上の都合により、ポイント加算が加算予定日より遅延する場合や、1回のショッピング利用で加算される通常ポイントとショッピングポイントが異なるタイミングで加算される場合があります。

第4条（ポイント加算の対象外取引） 1.会員規約による金融サービス等における利用代金、手数料（ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ払い手数料等）、Lu Vit クレジット会員規約第8条第2項に定めるサービス料金（ポイントUP会員の会費等）、および一部のショッピング利用代金（電子マネーのチャージ利用代金、募金の利用代金等）については、ポイント加算の対象外となります。2.当社またはパートナー店舗は、第3条第2項から第4項に定めるショッピングポイントを加算する場合、当該店舗においてポイント加算対象外となるショッピング利用代金を定めます。3.前2項のポイント加算対象外となるショッピング利用代金の最新の情報については、当社ホームページ等にて公表します。ポイント加算対象外となるショッピング利用代金は、予告なく変更または追加される場合があります。

第5条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置） 1.ポイント加算の対象となるショッピング利用（以下「加算対象取引」という。）について、取消もしくは解除、または金額の変更等がなされたことにより、当社が会員に対してショッピング利用代金の全部または一部の返金（会員の当社に対する債務と相殺する場合を含む。以下本条において同じ。）を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されるものとし、また加算対象取引が行われた時を基準時として、当該時点で適用される加算率が適用された上で減算が行われるものとします。2.当社は、前項に基づくポイントの減算を、会員に新たに加算されるポイントと相殺する方法により行うことができます。また当社は、ポイント減算額が当該ポイント減算と同時に会員に加算されるポイント数を上回る場合には、その差額につき、当社が会員に対して既に加算したポイントの残高、または将来加算するポイントから減算するものとします。

第6条（ポイントの確認） 加算されたポイントの残高は、Lu Vit クレジットアプリ（以下「本アプリ」という。）およびLu Vit クレジットコールセンター（以下「コールセンター」という。）へのお電話でのお問合せによりご確認いただくことができます。コールセンターの電話番号は、カード裏面に記載しております。

第7条（ポイントおまとめ設定） 1.本会員は、本アプリおよびコールセンターへのお電話によるお申込みにより、今後自らの家族会員に加算される全てのポイントを本会員自身に加算されるよう設定（以下「おまとめ設定」という。）することができます。当社は、本会員がおまとめ設定をした場合、おまとめ設定がされていない場合であれば、家族会員に対して加算される全てのポイントを本会員に対して加算します。2.当社は、おまとめ設定がされている場合、おまとめ設定がされていない場合であれば、家族会員に対して減算される全てのポイントを本会員に対して減算します。3.本会員は、本アプリおよびコールセンターへのお電話によるお申込みにより、おまとめ設定を解除することができます。4.当社が本利用規定等で定めた場合を除き、会員に加算されたポイントを、他の会員へ移行させることはできません。おまとめ設定およびおまとめ設定の解除によっても、既に加算されたポイントが他の会員に移行されることはありません。本会員による、本アプリおよびコールセンターへのおまとめ設定の申込お

よびおまとめ設定の解除の申込は、当社による当該申込にかかる手続き完了以降有効となります。

第8条（ポイントの交換） 1. 会員は自身が保持するポイント残高を当社が定める特典と交換することができます。 2. 家族会員が前項の規定に基づきポイントを交換したことにより、本会員が不利益を受けた場合でも、当社は当該不利益につき責任を負いません。 3. 会員は、加算されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度実施した特典への交換を、取り消すことや別の特典に変更することはできません。 4. ポイントの交換は、失効日が近いポイントから行われます。 5. 交換した特典を送付する場合の送付先は本会員の登録住所地のみとし、国内に限ります。 6. ポイント交換には当社所定の交換手数料が必要となります。交換手数料はポイント交換を申込み会員の保持するポイント数から減算する方法でお支払いいただきます。ポイント交換のお申込みにはポイント交換するポイント数に加え交換手数料相当のポイント数（以下「必要ポイント数」という。）を保持することが必要です。当社は、ポイント交換をお申込みの会員がポイント交換のお申込み時点で必要ポイント数を保持することが確認できない場合、当該ポイント交換のお申込みをお断りします。

第9条（ポイントの有効期限） 1. 当年4月1日から翌年3月31日までに加算されたポイントは、翌々年の3月31日まで有効とします。 2. 有効期限を超過したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることはできません。 3. 当社およびパートナー店舗は第1項とは別途の有効期限を持つポイントを加算する場合があります。 4. 本会員が退会または会員資格を喪失した時点で、本会員および当該本会員のすべての家族会員のポイント残高は失効します。また、家族会員が退会または会員資格を喪失した時点で、当該家族会員のポイント残高は失効します。

第10条（ポイントの譲渡の禁止） 会員は、保持するポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第11条（権利の喪失およびサービス停止） 1. 次の各号に該当する会員は、ポイントの加算、ポイントの特典との交換、その他ポイントサービスを受けるすべての権利を喪失します。また、本会員が次の各号に該当した場合、当該本会員のすべての家族会員も同様に権利を喪失します。（1）当社がカードの有効期限を更新せず、カードの有効期限が経過した場合（2）カードを退会し、またはカードの会員資格を喪失した場合（3）死亡した場合 2. 当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの加算、特典との交換、その他ポイントサービスを受ける権利を喪失させ、またはポイントサービスの提供を停止することができます。また、本会員が次の各号に該当した場合、そのすべての家族会員に対しても同様に権利を喪失させ、またはポイントサービスの提供を停止することができるものとします。（1）会員規約または本利用規定に違反した場合（2）違法行為または不正行為を行った場合（3）その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合 3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの加算、特典との交換、その他ポイントサービスの提供を停止することができます。また、本会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、そのすべての家族会員に対しても同様にサービスの停止をすることができるものとします。

第12条（トラブル時の対応） 1. 会員が退会または会員資格を喪失しない場合に限り、カードの再発行（再発行の理由は問わない）によってポイント残高が失効することはありません。ただし、カード情報を第三者が利用して、不正にポイントの交換が行われた場合（以下「不正交換」という。）、これにより減算されたポイントは、会員の負担とします。 2. 前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、会員に対して届出の日の60日前以降の不正交換につき、減算

されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(1)会員が会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき (2)会員の家族もしくは親族(同居の有無を問わない)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき (5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき (6)本アプリログインに必要な情報またはMyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき (7)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき (8)その他会員規約または本利用規定に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

3. 第1項にかかわらず、カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員が不正交換の事実を速やかに当社に届け出るとともに、当社の請求により所定の届出を当社に提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(1)会員が会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき (2)会員関係者がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき (4)当社に対する届出の内容が虚偽であるとき (5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき (6)本アプリまたはMyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき (7)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき (8)その他会員規約または本利用規定に違反している状況において不正交換が行われたとき

第13条 (システムトラブルへの対応) 1. 当社は、ポイントサービスに使用する電子機器、ソフトウェア等のシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。2. 当社は、電子機器、ソフトウェア等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害等のシステムトラブルに起因して、会員に加算されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、当社に故意または過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

第14条 (サービスの終了、停止、変更等) 1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または会員に通知することなく、ポイントサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。2. 当

社は、システムの保守等、ポイントサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に当社のホームページ等で公表または会員に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。 3.当社は、営業上その他の理由により、ポイントサービスを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。当社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響（ただし、軽微な影響を含みません。）をおよぼすと認めた場合、3 ヶ月前までに当社のホームページ等で公表または会員に通知します。ただし、ポイントサービスの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6 ヶ月前までに公表または会員に通知します。 4.当社は、前各項によるポイントサービスの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

20220930